

## 第9章 国立大学授業料・奨学金の現状と将来

小林雅之（東京大学）・吉田香奈（山口大学）・劉文君（東京大学）

### 目次

1. 国立大学授業料と奨学金
2. 国立大学授業料水準の設定
3. 授業料減免
4. 大学独自奨学金
5. 授業料減免・大学独自奨学金の方針
6. 大学財政指標との関連
7. まとめと政策的インプリケーション

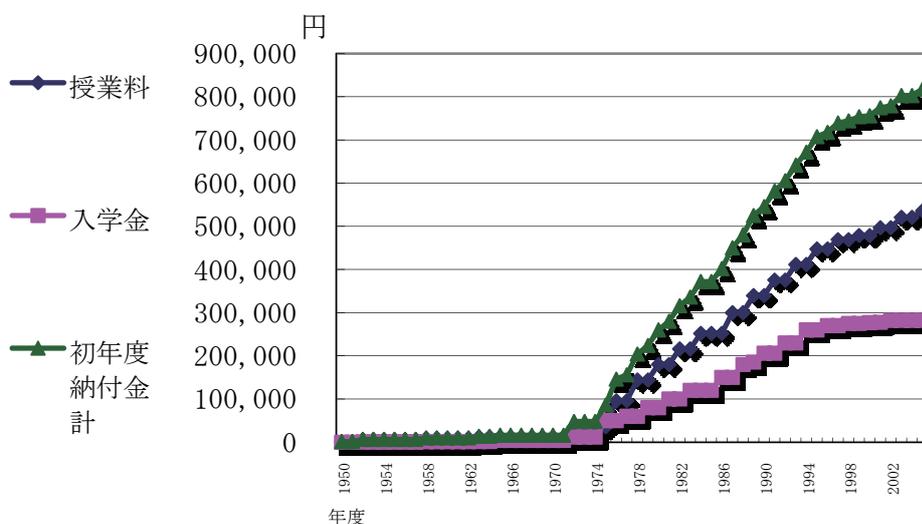
### 1. 国立大学授業料と奨学金

国立大学授業料は図9-1のように、高騰を続けてきている。2004年度の国立大学法人化後は、授業料標準額に対して当初10%、現在では20%までの値上げが可能となった。また、下限は設定されていない。このため、この範囲内で授業料設定については、各大学の裁量によることとなっている。他方、国立大学運営費交付金が毎年1パーセント減少するという厳しい財政状況の中では、授業料収入は、各国立大学法人の収入源として、ますます重要性を増すこととなった。このため、各国立大学法人がどのように授業料を設定するかは、今後の日本の大学のあり方を考える際にきわめて重要な要因となっている。

このような状況の中で、各国立大学はどのように授業料設定について考えているか、その設定の根拠は何か、また、現在の授業料水準についてどのように考えているか、といった授業料に関する一連の問題を学長及び財務担当理事調査から明らかにする。

次に、高騰する授業料に対して、授業料免除や大学独自奨学金といった学生に対する経済的支援は、国立大学の使命である教育機会の均等を達成するために、ますます重要となってきている。他方、厳しい財政状況の中で、財政支出を伴うこうした学生への経済的支援をどのように充実させるか、各国立大学は重要な局面に直面していると言えよう。ここでは、同じく財務担当理事の調査から、各国立大学がこの点についてどのように考えているかを明らかにする。

図9-1 国立大学授業料の推移



こうした授業料や授業料免除あるいは大学独自奨学金に対する考え方は、同じ国立大学法人のなかでも様々である。そこで、ここでは大学類型別に相違を検討することとした。

こうした大学ごとに考え方が異なる要因として、各国立大学の収入源が異なることが大きい。授業料収入に対する依存度は、平均では 19 パーセントだが、数パーセントから半分近くまで、ばらつきがある。こうした相違について、国立大学財務・経営センターの『国立大学の財政』データを用いて検討した。

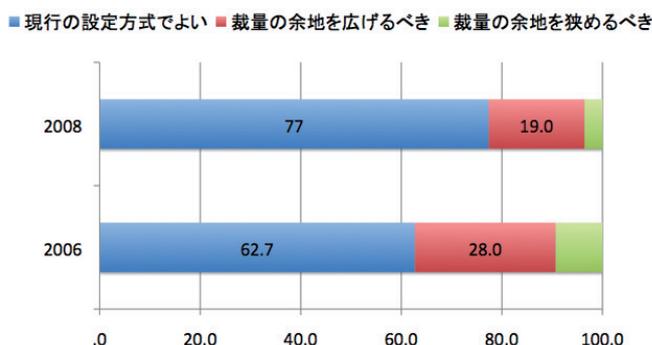
最後に、以上の検討をふまえて、国立大学の授業料と奨学金について、まとめと政策的インプリケーションを提示する。

## 2. 国立大学授業料水準の設定

先にもふれたように、2004 年の国立大学法人化後、各国立大学は、授業料標準額に対して現在では 20% まで値上げすることができるようになった。下限は設定されていない。しかし、実際には、ほとんどの国立大学では標準額に設定されている。2009 年度で学士課程ではすべて標準額であり、大学院では法科大学院などは独自の授業料設定だが他はほとんど標準額となっている。

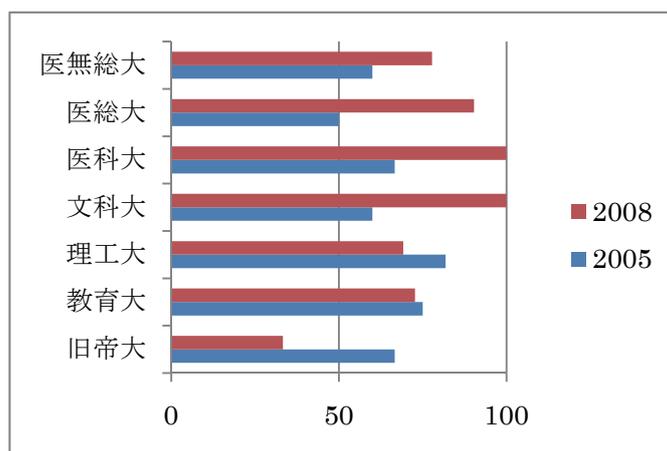
ここでは、こうした国立大学授業料の現状について、各国立大学はどのように評価しているか、さらには、将来の方向性についてどのように考えているのか、2008 年度アンケート調査から検討する。とくに、法人化後の 2006 年度調査と比較することで、現在の状況を明らかにしたい。ただし、すべての項目について、2006 年度調査では調査されていないので、一部の項目については 2008 年度調査の結果のみを検討するにとどまらざるをえなかった。

図 9-2 授業料の設定方式について (学長)



まず現在の授業料設定方式について、学長の評価を見ると、図 9-2 のように、現行方式を支持する学長は 77%と 4分の3以上にのぼっている。これは、2006 年度の 62.7%より多くなっており、現行方式が支持されてきているとみることができよう。これに対して、裁量の余地を広げるべきだとする学長は、2割以下と減少している。また、裁量の余地を狭めるべきだとする学長は、2006 年度には約 1割であったが、2008 年度には 3.6%とほとんどみられなくなっている。なお、授業料・入学料収入の増収のための特別な取り組みを実施している大学は 45.2%、受験料収入の増収のための特別な取り組みを実施している大学は 48.8%で、いずれも 2006 年度とほとんど変わっていない。

図 9-3 類型別授業料設定方式 現行方式でよい



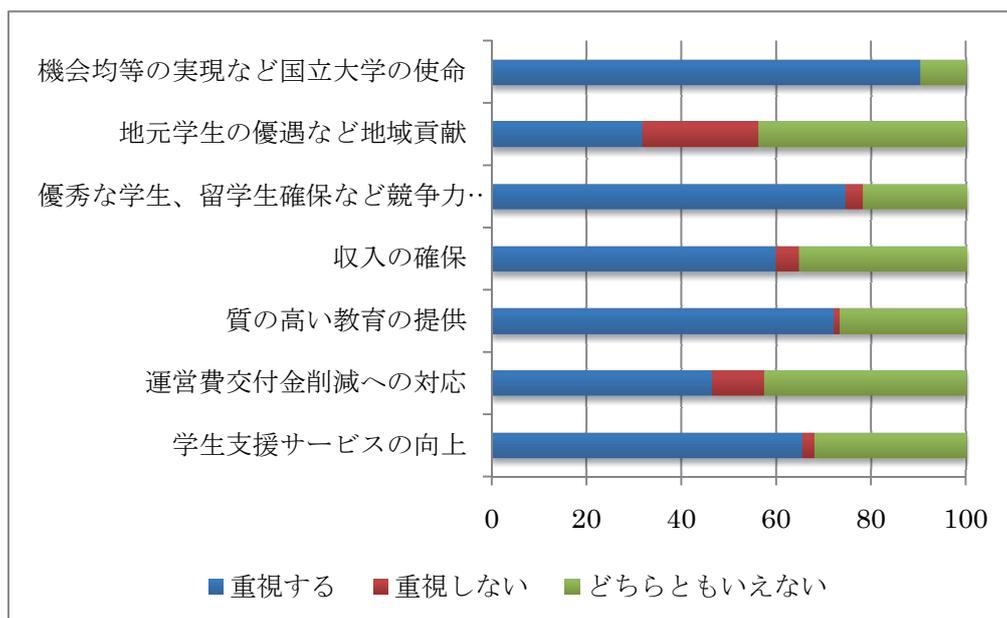
このうち現行方式でよいという意見について、さらに詳しく大学類型別に見ると<sup>1</sup>、図 9-3 のように、医無総大、医総大、医科大、文科大では、現行方式を支持する学長が多く、しかも 2006 年度より 2008

<sup>1</sup> 大学特性別区分および大学規模別区分は、国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編『平成 20 年度版 国立大学の財務』4-7 頁の分類を使用した。

年度の方が多くなっている。これに対して、旧帝大では、現行方式を支持する学長は少なく、しかも2006年度より2008年度の方が減少している。このように、大学類型により、現行方式の支持には相違が見られる。

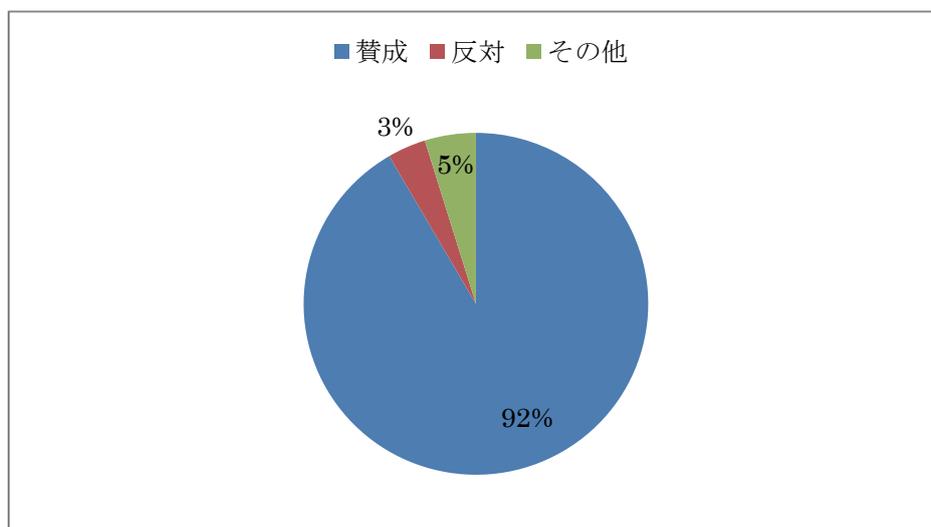
次に、授業料設定に関して、財務担当理事が重視する項目は、2008年度調査では、図9-4のように、「機会均等の実現など国立大学の使命」が最も多く、次いで、「優秀な学生、留学生の確保など競争力の強化」となっている。これらは、いずれも授業料を値上げしない、あるいは値下げする方向とみることができる。しかし、次いで重視される項目は、「質の高い教育の提供」と「学生支援サービスの向上」となっている。これは、それぞれ財源を必要とすることから、授業料の値上げに肯定的な項目とみることができよう。これらの項目に比べると、「収入の確保」や「運営費交付金削減への対応」といった直接的な財源確保の重要性は高くない。さらに、「地元学生の優遇など地域貢献」は、授業料の設定に関しては、最も重視されていない。このように、授業料設定に関して、現状維持あるいは値下げに関連する項目に関して、多くの財務担当理事が支持しているものの、財源を要する項目で授業料の値上げにつながる項目も次に支持されており、単純ではないことがうかがわれる。

図9-4 授業料設定 重視する項目



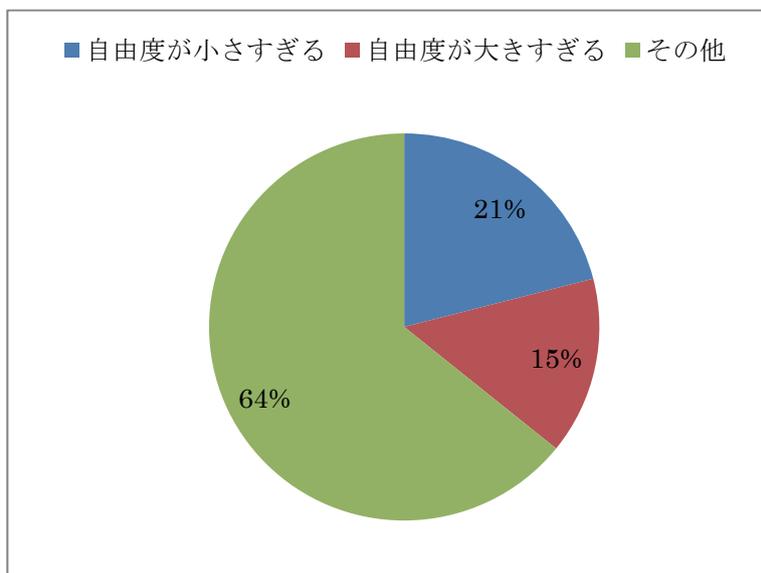
次に、文部科学省が授業料標準額を設定することに関しては、図9-5のように、92%とほとんどの財務担当理事が賛成しており、反対は3%にすぎない。この点に関しては、各国立大学の意見はほぼ一致していると言えよう。

図9-5 文科省が授業料標準額を設定することへの意見



また、授業料水準の設定が、標準額の20%が上限であることについては、図9-6のように、自由度が小さすぎるという理事が21%、逆に自由度が大きすぎるという理事が15%で、意見は分かれている。その他が64%の多数を占めており、この点について、国立大学の理事の間で、意見は一致していない。

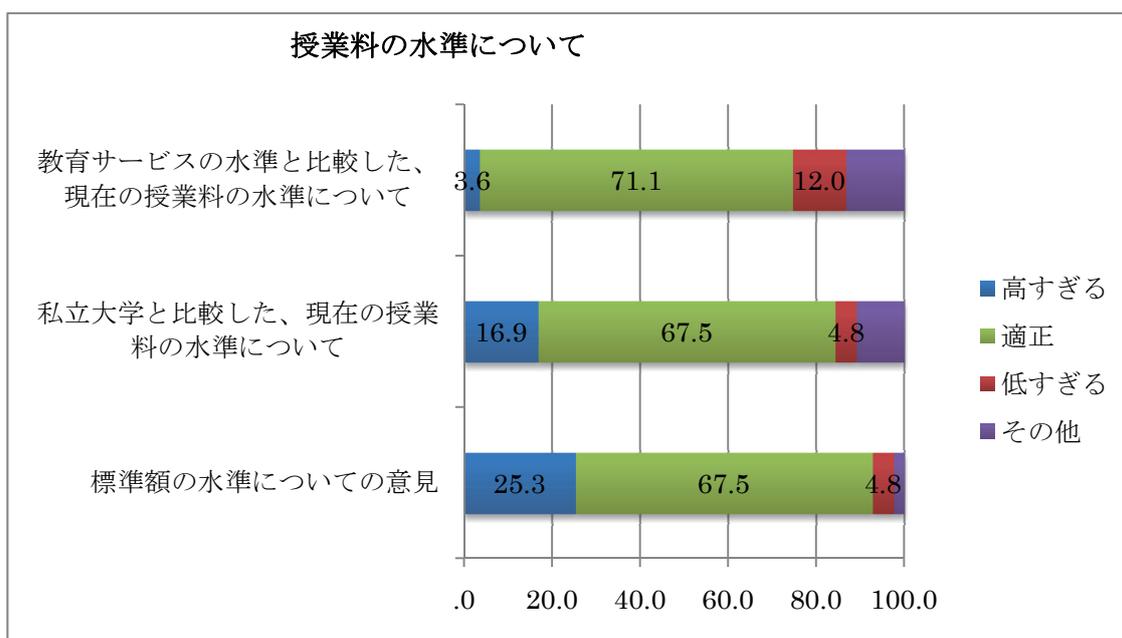
図9-6 独自額が標準額の120%の範囲であることについての意見



また、授業料の水準に関する意見では、図9-7のように、現在の標準額の設定については、67.5%と約3分の2の理事が、適正と考えているが、高すぎると考えている理事も25.3%と4分の1にのぼっている。これに対して、低すぎると考えている理事は、4.8%にすぎない。しかし、授業料水準を私立大学に比べ

ると高すぎると考えている理事は、16.9%とやや減少する。ただし、適正と考えている理事は、67.5%と前問と変わらない。さらに、教育サービスの水準に比べて高すぎると考えている理事は、3.6%ときわめて少なくなり、低すぎると考えている理事が12%と多くなっている。このように、どのような基準で見るかで若干の相違はあるが、多くの理事は現在の授業料水準を適正と見ていると言えよう。

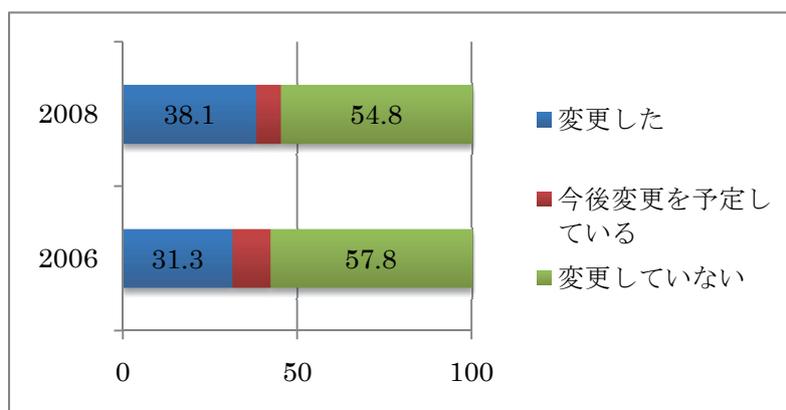
図9-7 授業料の水準について



### 3. 授業料減免

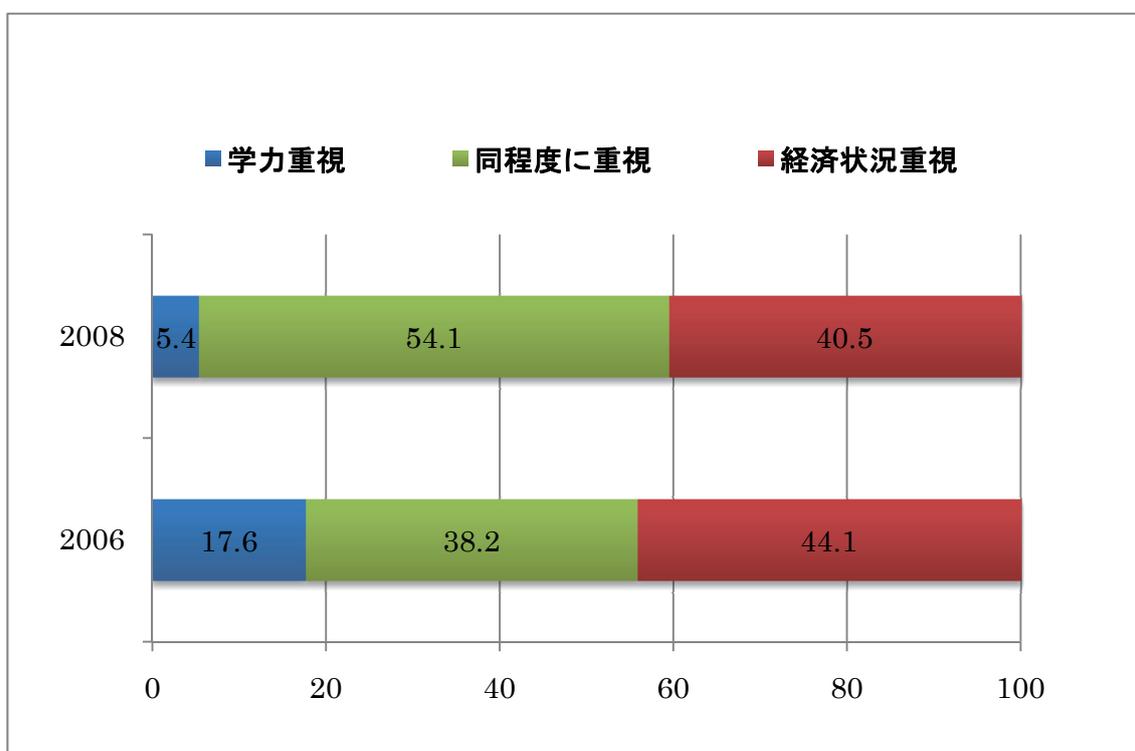
次に、授業料減免の方針について、順次検討する。図9-8のように、授業料減免の方針については、2006年度では57.8%が法人化後変更なしとしていたが、2008年度でも変更なしは、54.8%と過半数を超えている。しかし、2008年度でも38.1%は、変更したとしており、授業料減免の基準の変更をした国立大学としていない国立大学に大きく分かれている。

図9-8 授業料の減免方針



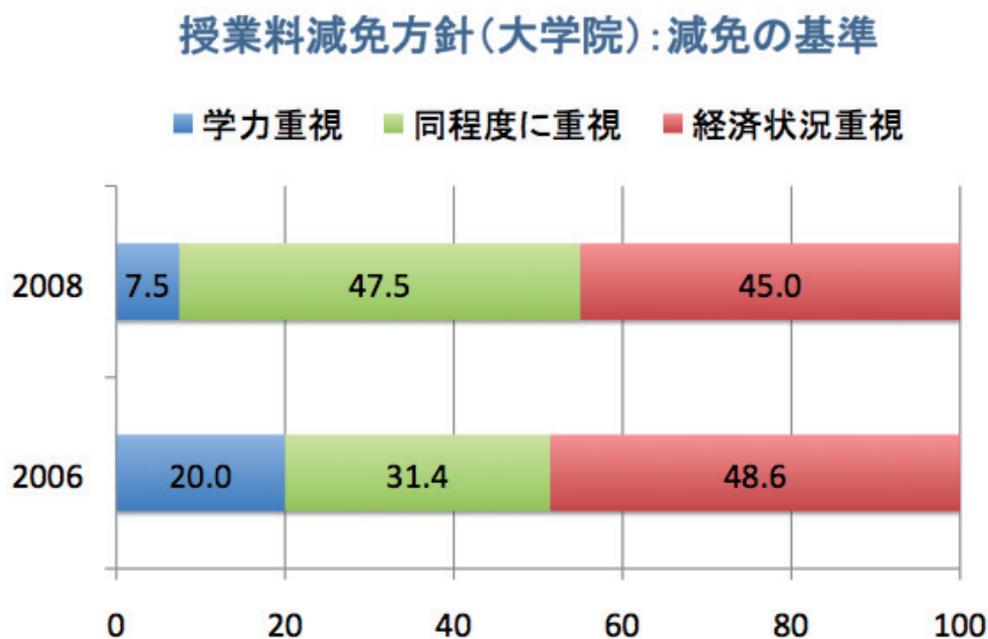
また、授業料減免の基準としては、図9-9のように、2006年度には、経済力重視が44.1%、学力重視が17.6%で、同程度に重視が38.2%であったのに対して、2008年度には経済力重視が40.5%と若干減少し、学力重視は5.4%と大きく減少している。それに代わって、同程度に重視が54.1%と過半数を占めている。学力重視が減少していることが注目される。

図9-9 授業料減免の基準 (学部)



さらに、大学院について、授業料減免の方針を見ると、図9-10のように、2006年度には、学力重視が20%を占めていたのに対して、2008年度は7.5%と大幅に減少している。このように、授業料減免の基準がメリットベースからニードベースあるいは両者の併用に変わったことが注目される。

図9-10 授業料減免の基準(院)

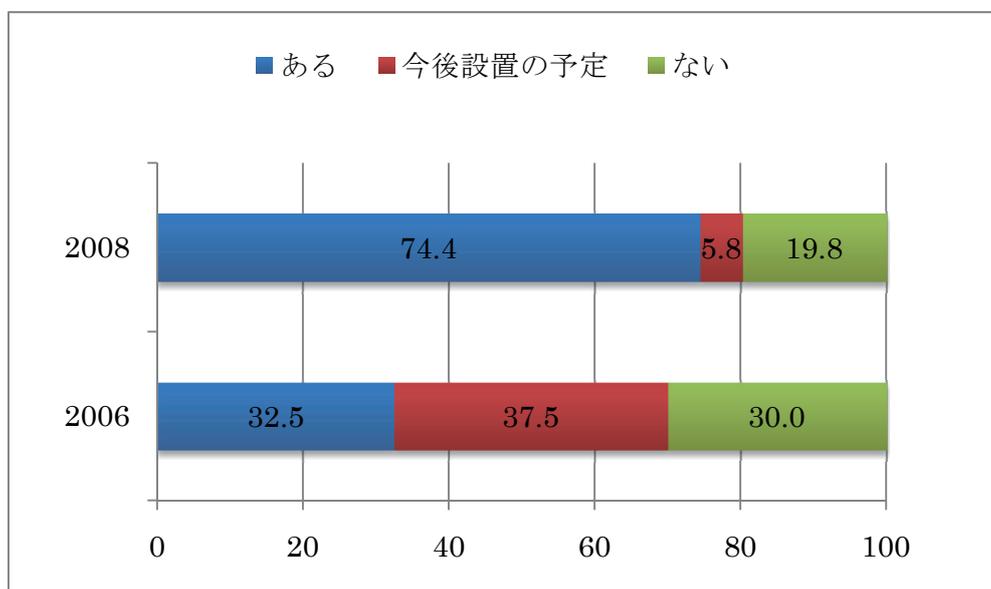


#### 4. 大学独自奨学金

財務担当理事に対するアンケートでは、「大学または学部・大学院による独自の奨学金制度（同窓会の奨学金も含む）」の有無を尋ねている。図9-11のように、「ある」と回答したのは64大学(74.4%)、「今後設置の予定」(5.8%)は5大学、「ない」(19.8%)と回答したのは17大学であり、約4分の3の大学が独自の奨学金制度を有していることが明らかとなった。前回調査(2005年)では「ある」と回答したのは32.5%(法人化前からある17.5%、法人化以後に新設15.0%)であったことと比較すると、ここ数年で大学独自奨学金の整備はかなり進んでいると考えられる<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 小林雅之(2007)「授業料・奨学金の分析」『国立大学法人化後の財務・経営に関する研究』国立大学財務・経営センター研究報告、第10号、179-190頁。調査は20065(平成17)年に実施された。

図9-11 大学独自奨学金の有無



次に、大学独自奨学金の整備状況を大学特性別および大学規模別にみたものが表9-1と表9-2である<sup>3</sup>。大学特性別では医無総大や旧帝大において整備が進んでおり、一方教育大、大学院大ではまだ半数の大学に留まっている。また、大学規模別では学生数が2,000人以上の大学で整備が進んでおり、これより小規模の大学では半数の大学が独自奨学金制度は「ない」と回答している。独自奨学金の財源は同窓生や教職員からの寄付金に頼ることが一般的であることから考えると、学部数が少なく、歴史が浅く、小規模の大学ほど独自の奨学金制度を整備することは難しいと言えるかもしれない。

表9-1 大学独自奨学金の有無（大学類型別）

	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大	合計	
大学独自奨学金の有無	ある	6	6	10	4	3	24	9	2	64
	(%)	85.7	50.0	76.9	80.0	75.0	77.4	90.0	50.0	74.4
	今後設置の予定	0	0	0	0	1	3	1	0	5
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	9.7	10.0	0.0	5.8
	ない	1	6	3	1	0	4	0	2	17
	(%)	14.3	50.0	23.1	20.0	0.0	12.9	0.0	50.0	19.8
合計	7	12	13	5	4	31	10	4	86	
(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

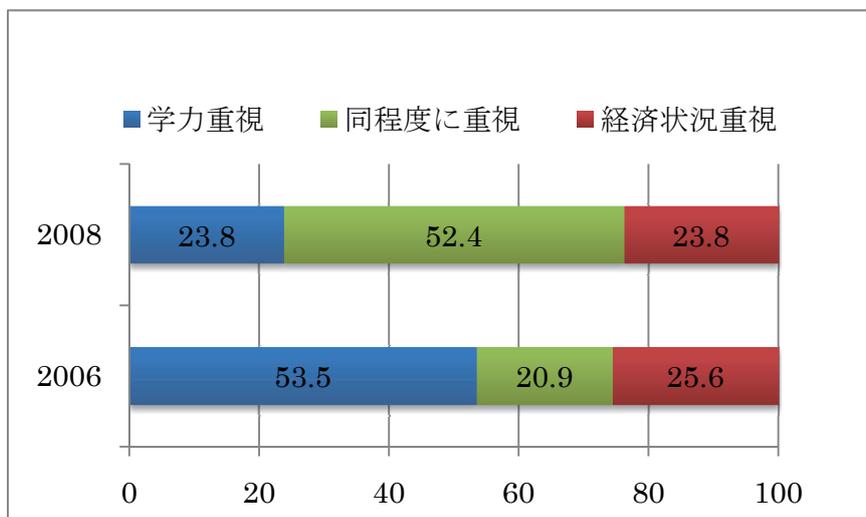
<sup>3</sup> 大学特性別区分および大学規模別区分は、国立大学財務・経営センター国立大学法人財務分析研究会編『平成20年度版 国立大学の財務』4-7頁の分類を使用した。なお、大学規模は2007(平成19)年5月1日現在の学部学生数、修士課程および博士課程の学生数の合計である。

表 9-2 大学独自奨学金の有無（大学規模別）

		1,000人未 満	1,000～ 2,000人未 満	2,000～ 3,000人未 満	3,000～ 5,000人未 満	5,000～ 8,000人未 満	8,000～ 10,000人未 満	10,000～ 15,000人未 満	15,000人以 上	合計
大学独自の奨学 金の有無	ある	3	6	7	11	17	10	5	5	64
	(%)	50.0	46.2	87.5	78.6	85.0	83.3	71.4	83.3	74.4
	今後設置の予定	0	1	0	1	1	1	1	0	5
	(%)	0.0	7.7	0.0	7.1	5.0	8.3	14.3	0.0	5.8
	ない	3	6	1	2	2	1	1	1	17
	(%)	50.0	46.2	12.5	14.3	10.0	8.3	14.3	16.7	19.8
合計	6	13	8	14	20	12	7	6	86	
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

さらに、大学独自奨学金の基準について、たずねた。図 9-12 のように、2006 年度には、53.5%と過半数の大学が学力重視であり、経済重視は 25.6%と 4 分の 1 に過ぎなかった。しかし、2008 年度には、学力重視は 23.8%と半減し、同程度に重視が 52.4%と過半数を占めている。授業料減免と同じように、大学独自奨学金についても、受給基準がメリットベースからメリットとニードの併用が多くなっていることが注目される。

図 9-12 大学独自奨学金の基準（学部）

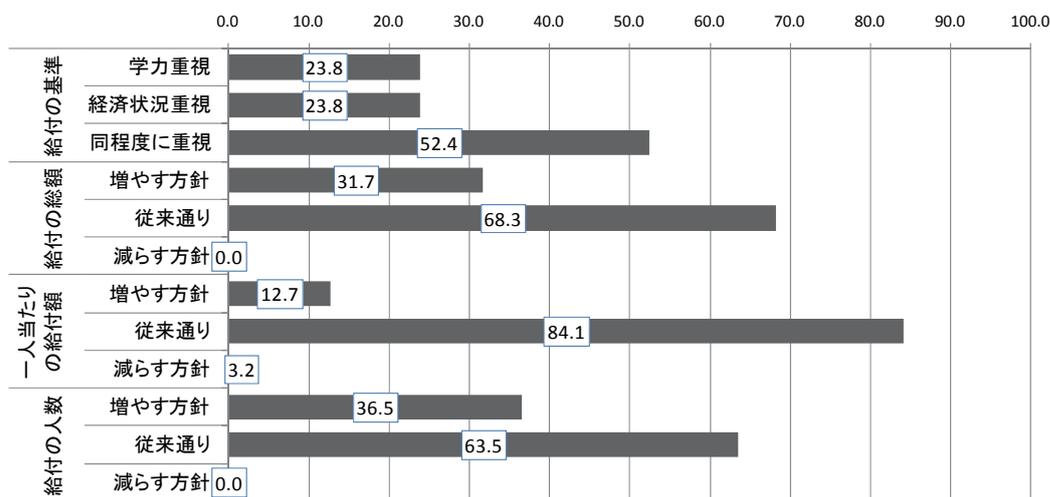


### 5. 授業料減免・大学独自奨学金の方針

次に、授業料減免・大学独自奨学金に関する各大学の方針をさらに詳しく見ていきたい。授業料減免については全ての大学で実施していると考えられるため、ここでは前節の設問で大学独自奨学金が「ある」「今後設置予定」と回答した大学に絞って授業料減免や奨学金制度を今後どのような方針で実施していく

予定であるかを分析した。図9-13は学部レベルの方針の結果である。また表9-3は大学特性格、表9-4は大学規模別にこれを集計したものである。

図9-13 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針（学部レベル）



N=63

まず、給付の基準については、先にみたように、全体では「同程度に重視」(52.4%)が最も多く、「学力重視」「経済状況重視」はそれぞれ23.8%に留まっている。学力重視は大学特性格別では文科大、教育大、大学規模別では2,000～3,000人未満と10,000～15,000人未満の大学に多く見られる。

また、給付の総額は「従来どおり」(68.3%)が約7割を占めるが、「増やす方針」(31.7%)も少なくなく、反対に減らす方針の大学は皆無である。増やす方針を持っているのは大学特性格別では理工大、医科大、規模別では1,000～2,000人未満と3,000～5,000人未満といった比較的小規模の大学が多い。

これを一人当たりの給付額でみると「従来どおり」(84.1%)が非常に多く、「増やす方針」(12.7%)は約1割、反対に「減らす方針」(3.2%)を持っている大学も存在する。「減らす方針」を持っているのは大学特性格別では医総大、規模別では8,000人以上15,000人未満の大学に見られる。

給付の人数についても「従来どおり」(63.5%)が多いが、「増やす方針」(36.5%)の大学も全体の3分の1を越えている。「減らす方針」は皆無である。

では、各大学はそれぞれをどう組み合わせる予定なのだろうか。表9-5は給付の総額、一人当たりの給付額、給付の人数の3つの関係を示したものである。給付の総額を増やす方針をとるのは20大学であり、従来どおりは43大学である。前者の20大学のうち、8大学では一人当たりの給付額と給付人数の両方を増やそうとしている。これらの大学は独自奨学金や授業料減免を積極的に拡充しようとする大学であると言える。残り12大学は一人当たり給付額を従来どおりとし、給付人数のみを増やすことを予定している。一方、給付の総額を従来どおりとする43大学では一人当たり給付額も給付人数も従来どおりとする大学がほとんどであるが、なかには一人当たり給付額を減らし、給付人数を増やそうとする大学

もごく少数存在する。

表 9-3 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針（学部レベル・大学特性別）

		旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大	合計
給付の基準	学力重視	33.3	40.0	10.0	50.0		24.0	20.0	-	23.8
	経済状況重視	16.7	20.0	40.0		33.3	20.0	30.0	-	23.8
	同程度に重視	50.0	40.0	50.0	50.0	66.7	56.0	50.0	-	52.4
給付の総額	増やす方針	33.3	40.0	50.0	25.0	50.0	28.0	11.1	-	31.7
	従来通り	66.7	60.0	50.0	75.0	50.0	72.0	88.9	-	68.3
	減らす方針								-	
一人当たりの給付額	増やす方針	33.3	40.0	10.0		25.0	8.0		-	12.7
	従来通り	66.7	60.0	90.0	100.0	75.0	84.0	100.0	-	84.1
	減らす方針						8.0		-	3.2
給付の人数	増やす方針	33.3	40.0	50.0	50.0	50.0	36.0	11.1	-	36.5
	従来通り	66.7	60.0	50.0	50.0	50.0	64.0	88.9	-	63.5
	減らす方針								-	

表 9-4 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針（学部レベル・大学規模別）

		1,000人未 満	1,000～ 2,000人未 満	2,000～ 3,000人未 満	3,000～ 5,000人未 満	5,000～ 8,000人未 満	8,000～ 10,000人未 満	10,000～ 15,000人未 満	15,000人 以上	合計
給付の基準	学力重視		20.0	42.9	8.3	22.2	20.0	40.0	40.0	23.8
	経済状況重視		40.0	14.3	41.7	16.7	30.0	20.0		23.8
	同程度に重視	100.0	40.0	42.9	50.0	61.1	50.0	40.0	60.0	52.4
給付の総額	増やす方針		60.0	33.3	50.0	22.2	20.0	20.0	40.0	31.7
	従来通り	100.0	40.0	66.7	50.0	77.8	80.0	80.0	60.0	68.3
	減らす方針									
一人当たりの給付額	増やす方針		20.0		16.7	16.7			40.0	12.7
	従来通り	100.0	80.0	100.0	83.3	83.3	90.0	80.0	60.0	84.1
	減らす方針						10.0	20.0		3.2
給付の人数	増やす方針		60.0	33.3	50.0	27.8	30.0	40.0	40.0	36.5
	従来通り	100.0	40.0	66.7	50.0	72.2	70.0	60.0	60.0	63.5
	減らす方針									

表 9-5 各大学の方針：給付総額・一人当たり給付額・給付人数の関係（学部レベル）

給付の総額				給付の人数		合計
				増やす方針	従来通り	
増やす方針	一人当たりの給付額	増やす方針	大学数	8		8
			%	40.0%		40.0%
	従来通り	従来通り	大学数	12		12
			%	60.0%		60.0%
合計		大学数	20		20	
		%	100.0%		100.0%	
従来通り	一人当たりの給付額	従来通り	大学数	1	40	41
			%	33.3%	100.0%	95.3%
	減らす方針	減らす方針	大学数	2	0	2
			%	66.7%	.0%	4.7%
合計		大学数	3	40	43	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	

続いて大学院について見ていく。大学院レベルの授業料減免や大学独自奨学金に関する各大学の方針についても上記設問で大学独自奨学金が「ある」「今後設置予定」と回答した大学に対して今後の方針を尋ねている。図 9-14 はその結果であり、また表 9-6 は大学特性別、表 9-7 は大学規模別にその結果を比較したものである。

まず、給付の基準については全体では「同程度に重視」(43.1%)が最も多いが、学部レベルとは異なり「学力重視」(40.0%)の大学がかなり多いことが特徴である。大学特性別でみると大学院大、旧帝大で特に多く、大学規模別では 10,000 人以上の大学と 3,000 人未満の大学で多くなっている。

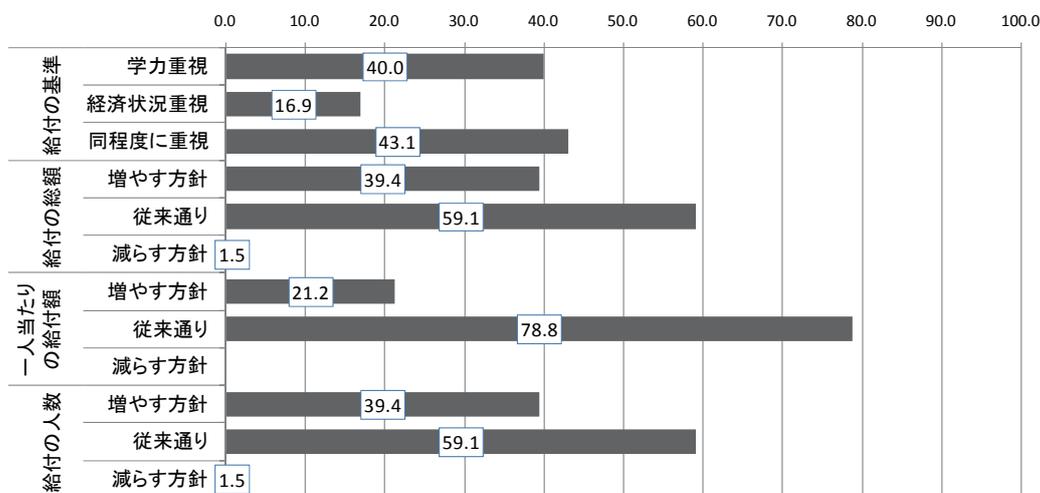
給付の総額は「従来どおり」(59.1%)が約 6 割を占めるが、「増やす方針」(39.4%)の大学も学部レベルより多い。「減らす方針」(1.5%)の大学は旧帝大、学生数 10,000～15,000 人未満の大学に一部存在する。

また、一人当たりの給付額でみると「従来どおり」(78.8%)が非常に高いが、一方で「増やす方針」(21.2%)も約 2 割存在し、学部レベルよりも高い。大学特性では旧帝大、大学院大で多くなっている。

給付の人数については「従来どおり」(59.1%)が多いが、「増やす方針」(39.4%)の大学も約 4 割存在する。「減らす方針」(1.5%)の大学は旧帝大、学生数 10,000～15,000 人未満の大学に見られる。

では、各大学はそれぞれをどう組み合わせて実施する予定なのだろうか。学部レベルと同様に給付の総額、一人当たり給付額、給付人数の 3 つの関係を示したものが表 9-8 である。給付の総額を増やす方針は 26 大学、従来どおりは 39 大学、減らす方針は 1 大学である。増やす方針の大学のうち、一人当たり給付額・給付人数を共に増やす大学が 13 大学であり、これは積極的に制度を拡充していこうとする大学であると言える。残りの 13 大学は一人当たりの給付額は従来どおりとし、給付人数の方を拡充しようとしている。また、給付総額を従来どおりとした 39 大学では、一人当たり給付額・給付人数も全ての大学で従来どおりの方針であった。最後に給付総額を減らす方針の 1 大学では、一人当たり給付額を増やしつつ給付人数は減らす方針を持っていた。これは、制度を縮小しつつ、少ない人数に手厚く支援する方針であると言える。

図 9-14 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針 (大学院レベル)



N=66

表 9-6 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針（大学院レベル・大学特性別）

		旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	大学院大	合計
給付の基準	学力重視	66.7	50.0	30.0	50.0		36.0	30.0	100.0	40.0
	経済状況重視		16.7	30.0			12.0	40.0		16.9
	同程度に重視	33.3	33.3	40.0	50.0	100.0	52.0	30.0		43.1
給付の総額	増やす方針	50.0	33.3	60.0	25.0	33.3	42.3	11.1	50.0	39.4
	従来通り	33.3	66.7	40.0	75.0	66.7	57.7	88.9	50.0	59.1
	減らす方針	16.7								1.5
一人当たりの給付額	増やす方針	50.0	33.3	10.0		33.3	23.1		50.0	21.2
	従来通り	50.0	66.7	90.0	100.0	66.7	76.9	100.0	50.0	78.8
	減らす方針									
給付の人数	増やす方針	50.0	33.3	60.0	25.0	33.3	42.3	11.1	50.0	39.4
	従来通り	33.3	66.7	40.0	75.0	66.7	57.7	88.9	50.0	59.1
	減らす方針	16.7								1.5

表 9-7 授業料減免・大学独自奨学金の今後の方針（大学院レベル・大学規模別）

		1,000人未 満	1,000～ 2,000人未 満	2,000～ 3,000人未 満	3,000～ 5,000人未 満	5,000～ 8,000人未 満	8,000～ 10,000人未 満	10,000～ 15,000人未 満	15,000人 以上	合計
給付の基準	学力重視	50.0	66.7	57.1	16.7	33.3	30.0	60.0	60.0	40.0
	経済状況重視			14.3	33.3	11.1	40.0			16.9
	同程度に重視	50.0	33.3	28.6	50.0	55.6	30.0	40.0	40.0	43.1
給付の総額	増やす方針		50.0	33.3	50.0	33.3	20.0	66.7	60.0	39.4
	従来通り	100.0	50.0	66.7	50.0	66.7	80.0	16.7	40.0	59.1
	減らす方針							16.7		1.5
一人当たりの給付額	増やす方針		16.7	16.7	16.7	22.2	20.0	33.3	40.0	21.2
	従来通り	100.0	83.3	83.3	83.3	77.8	80.0	66.7	60.0	78.8
	減らす方針									
給付の人数	増やす方針		50.0	33.3	50.0	33.3	20.0	66.7	60.0	39.4
	従来通り	100.0	50.0	66.7	50.0	66.7	80.0	16.7	40.0	59.1
	減らす方針							16.7		1.5

表 9-8 各大学の方針：給付総額・一人当たり給付額・給付人数の関係（大学院レベル）

給付の総額				給付の人数			合計
				増やす方針	従来通り	減らす方針	
増やす方針	一人当たりの給付額	増やす方針	大学数	13			13
			%	50.0%			50.0%
	従来通り	大学数	13			13	
		%	50.0%			50.0%	
合計		大学数	26			26	
		%	100.0%			100.0%	
従来通り	一人当たりの給付額	従来通り	大学数		39		39
			%		100.0%		100.0%
	合計		大学数		39		39
		%		100.0%		100.0%	
減らす方針	一人当たりの給付額	増やす方針	大学数			1	1
			%			100.0%	100.0%
	合計		大学数			1	1
		%			100.0%	100.0%	

以上のように、近年、国立大学の大学独自奨学金は急速に整備されつつあり、今後も拡大していくことが予想される。今回の調査からは、すでに大学独自奨学金を有している大学では今後授業料減免・大学独自奨学金の給付総額・一人当たり給付額・給付人数すべてを拡大しようとしている大学が複数存在することが確認された。また、給付総額が従来どおりであっても、一人当たり給付額を減らして給付人数を増やそうとする大学はごく少数であり、基本的に各大学は給付総額・一人当たり給付額・給付人数を従来どおりのレベルに保ちながら必要な財源を確保し、制度を拡充しようとしていることが明らかとなった。また、学部レベルよりも大学院レベルの授業料減免・独自奨学金の充実に力を入れようとしている大学が多くみられた。

しかし、一方で単科・小規模の大学では独自奨学金の整備があまり進んでいないことも明らかとなった。国立大学全体の約2割にあたる17大学が大学独自奨学金を持っていない。今後、これらの大学では独自奨学金を創設するために寄付金や自己収入の増加、大学運営の効率化による財源の確保等が急務になると考えられる。

## 6. 大学財政指標との関連

図 9-15 交付金依存度と学納金比率

### 交付金依存率【定義式】

(①：【PL】運営費交付金収益－【セグメント情報】附属病院の運営費交付金収益) / (②：【PL】経常収益－【セグメント情報】附属病院の業務収益) × 100

### 学納金比率【定義式】

(①：【PL】授業料収益＋入学金収益＋検定料収益) / (②：【PL】経常収益－附属病院収益) × 100

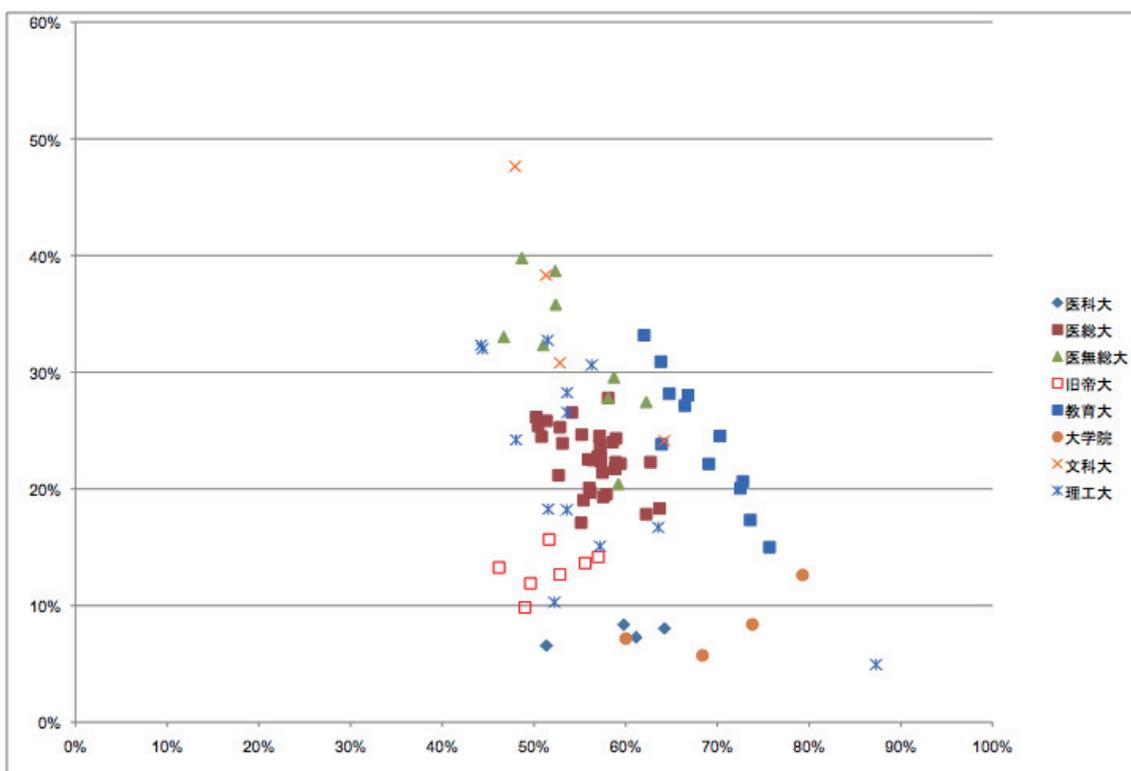


図9-16 外部資金依存度と学納金比率

外部資金依存度【定義式】

(①：【CF】受託研究等収入＋受託事業等収入＋寄附金収入＋【科学研究費補助金の明細】科研費等の直接経費) / (②：【決算報告書】収入計) × 100

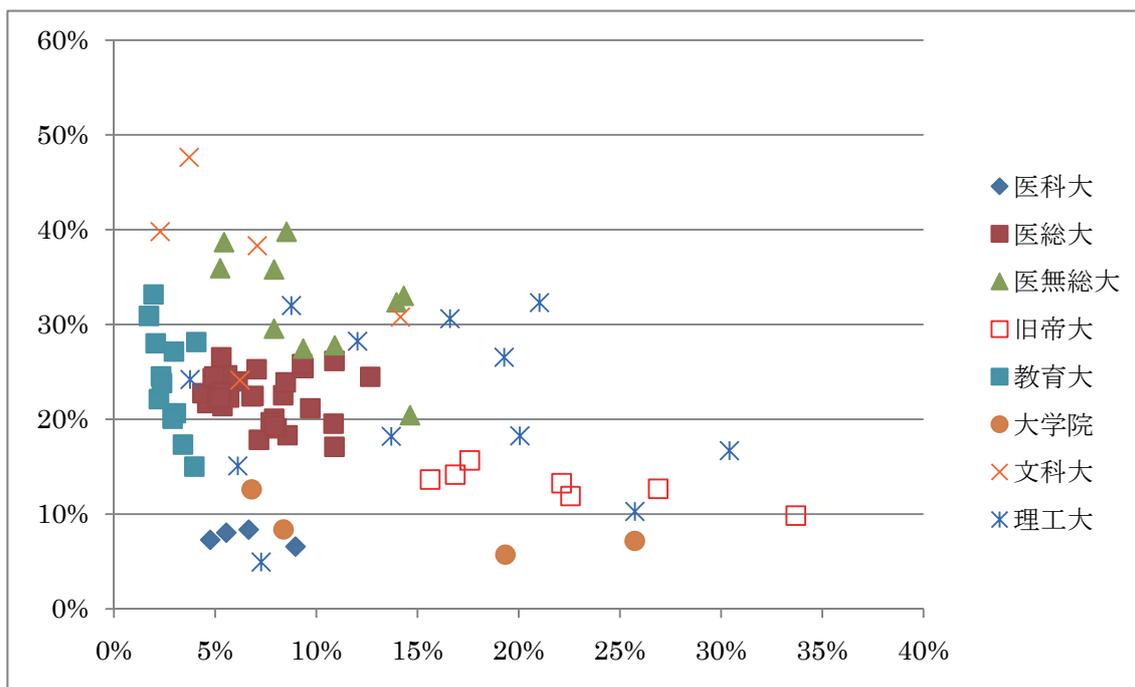
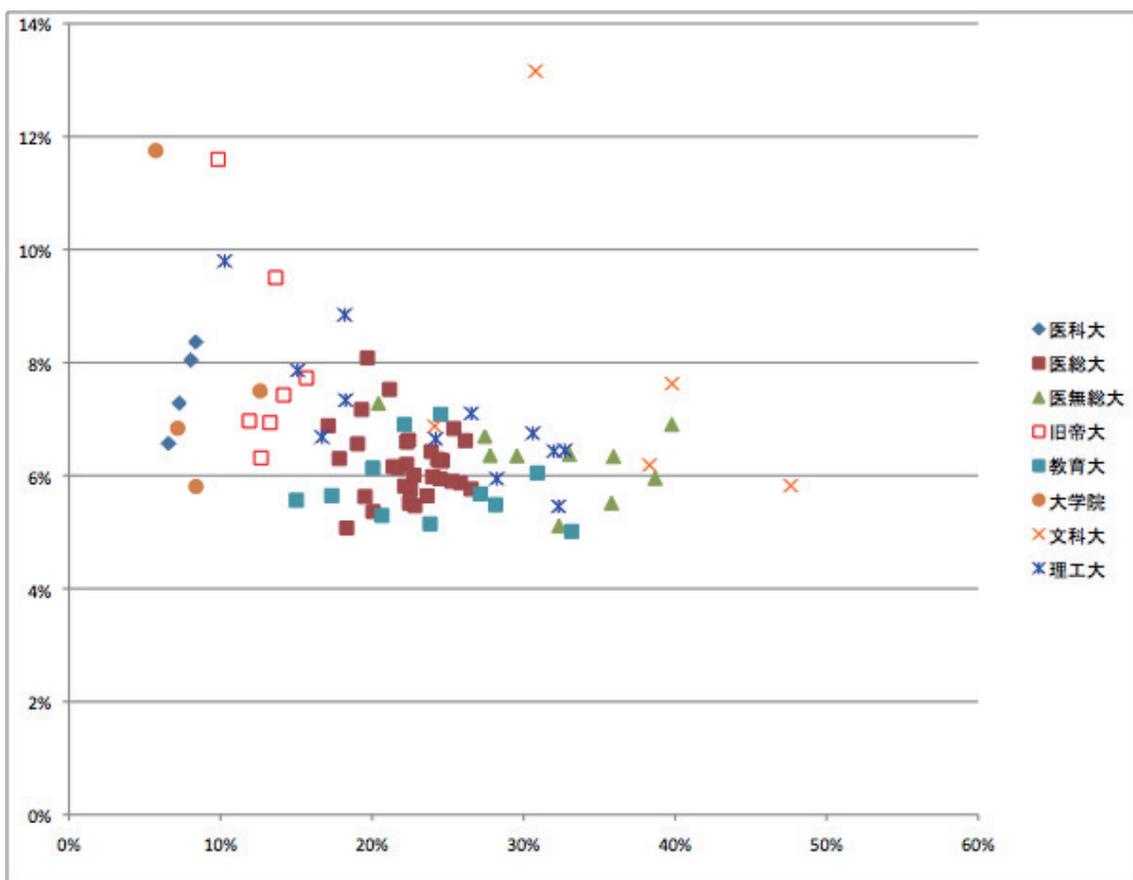


図9-17 学納金比率と奨学金比率

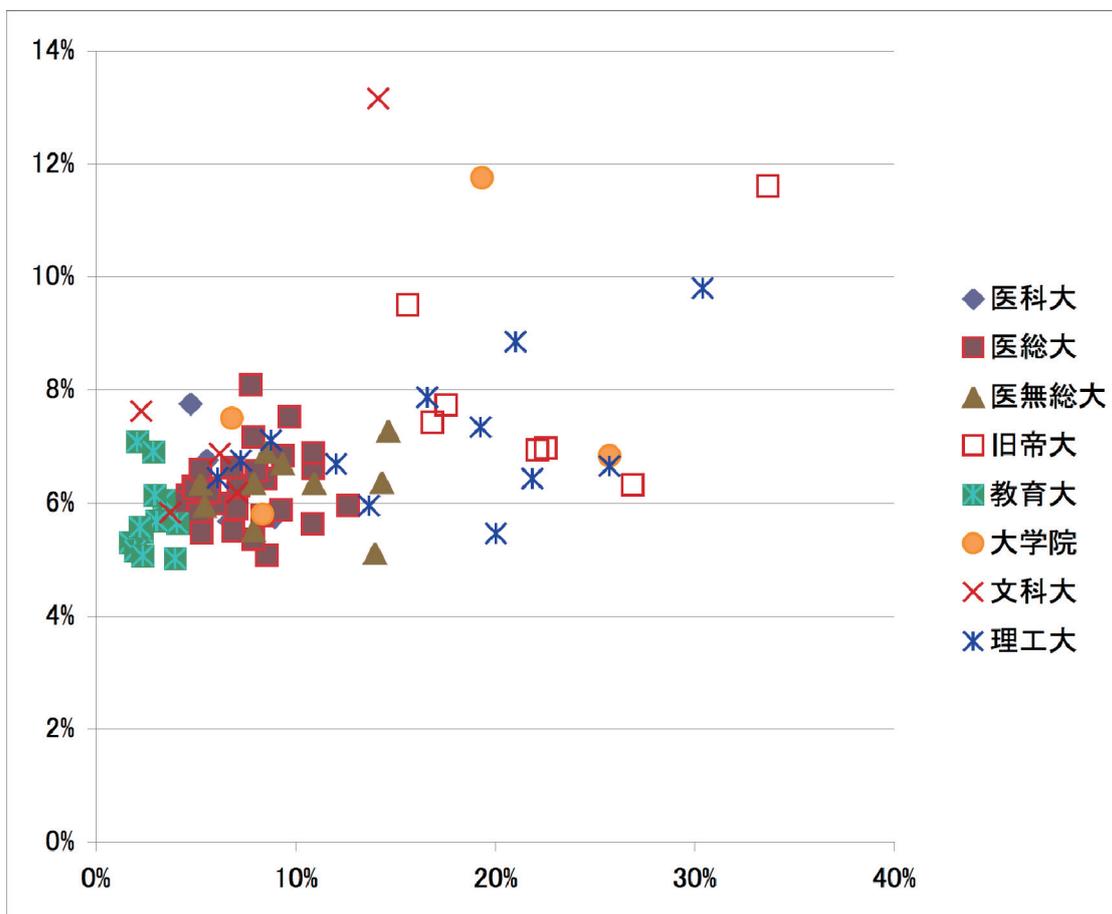
奨学金比率【定義式】

(①：【業務費及び一般管理費の明細】奨学費) / (②：【PL】授業料収益＋入学金収益) × 100



(注) 1大学を除外 (奨学金比率=38%)

図 9-18 外部資金比率と奨学金比率



## 7. まとめと政策的インプリケーション

- 授業料について法人化後にほとんど分化はみられない
- 授業料免除・大学独自奨学金の受給基準は、学力重視から経済状況重視に変化
- 学納金比率と交付金依存度には弱い関連がある。
- 学納金比率と交付金依存度は、大学類型による差は大きいですが、同じ類型内でも差がある
- 学納金比率は外部資金比率に弱く負に関連しているが、類型別及び個別大学の差も大きい
- 将来、授業料および奨学金にさらなる分化が起きるかどうかは予断を許さない